

令和3年度の決算をお知らせします



一般会計歳入歳出の内訳

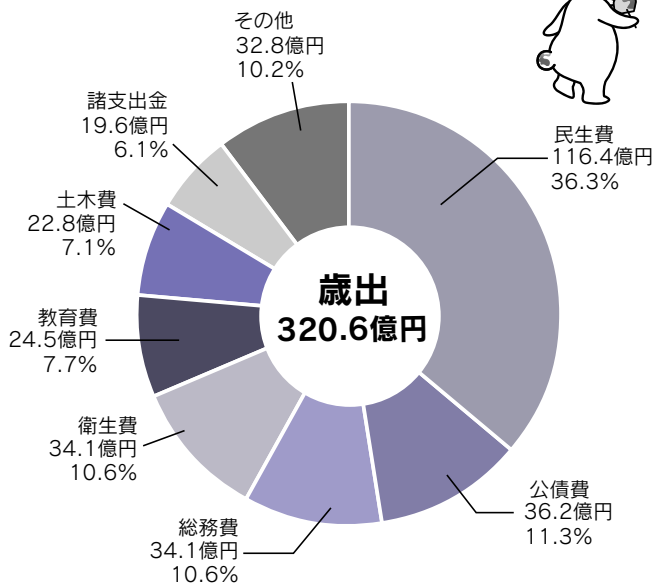
区分	決算額	前年度比較
歳入総額	346億7,133万円	△39億3,986万円
歳出総額	320億5,895万円	△46億9,400万円
歳入歳出差引額①	26億1,239万円	+7億5,415万円
翌年度へ繰り越すべき財源②	2億4,610万円	+5,900万円
実質収支額①－②	23億6,629万円	+6億9,515万円

令和3年度の一般会計決算の状況は、歳入・歳出ともに減額となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業やイベントの中止・延期が相次ぎ、また、国庫補助金等を活用して生活や経済を支援する事業が縮小されたことが主な要因です。

引き続き、健全な財政運営に取り組んでいきます。

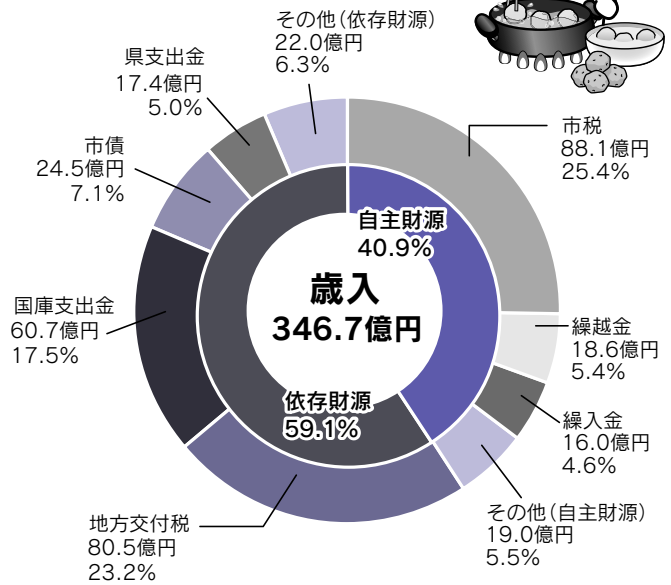
一般会計の歳出



歳出の概要

新型コロナウイルス感染症対策での住民税非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支給などで民生費が、予防接種事業などで衛生費がそれぞれ増額しましたが、前年度はあった新型コロナウイルス感染症対策での生活支援としての特別定額給付金事業費（総務費）が終了したことや、プレミアム付き商品券発行事業（商工費）の縮小により、歳出全体としては減額となりました。

一般会計の歳入



歳入の概要

自主財源は、新型コロナウイルス感染症の影響で、市税や各種施設の使用料収入が減少するなどした結果、減少しました。

依存財源では、新型コロナ対策などを理由として普通交付税が増額となったため、地方交付税が増額となりましたが、特別定額給付金事業に伴う補助金の終了により国庫支出金は減額となりました。

その結果、歳入全体としては減額となりました。

特別会計歳入歳出の内訳

特別会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額
国民健康保険（事業勘定）	66億1,697万円	65億2,958万円	8,739万円
国民健康保険（診療施設勘定）	1億776万円	8,535万円	2,241万円
後期高齢者医療	7億9,993万円	7億9,901万円	91万円
介護保険	68億891万円	65億9,070万円	2億1,821万円
農業集落排水事業	2億2,077万円	1億6,289万円	5,788万円
戸別合併処理浄化槽事業	1億8,343万円	1億6,240万円	2,102万円
公設地方卸売市場	2,803万円	940万円	1,863万円
駐車場事業	2億8,598万円	2,866万円	2億5,732万円

※このほかにも、公営企業会計として病院事業会計と下水道事業会計があります。

※表示単位未満を四捨五入しているため、差引や合計と一致しない場合があります。

なお、詳しい内容については市庁をご覧ください。

問 会計課 ☎ 25-5219



【令和3年度一般会計財務書類について】

一般会計の決算に基づき、総務省が示した「統一的な基準」で財務書類を作成しました。これは市の財務状況を把握するため、一般会計の決算の内容を資産、負債、コストに振り分け、その結果を表にまとめたものです。

※表中の（ ）内は令和2年度の数字です。
※会計期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

1. 貸借対照表

秩父市の資産保有状況と、その資産の財源調達状況を対照表示したものです。

資産 市が所有している財産	1,389億円(1,390億円)	負債 将来世代が負担する 借入金や地方債などの債務 (うち、229億円は交付税算入見込みのため実質額は165億円)	394億円(404億円)
【内訳】		純資産 現在までの世代がすでに負担した 金額で返済義務を負わないもの	995億円(986億円)
固定資産		負債・純資産合計 (=資産)	1,389億円(1,390億円)
公共資産	1,119億円(1,139億円)		
土地、建物、道路など			
その他	186億円(177億円)		
出資金、基金、長期延滞債権など			
流動資産			
現金、預金	27億円(20億円)		
歳計外現金含む			
その他	57億円(55億円)		
未収金、財政調整基金など			

2. 行政コスト計算書

一会計期間における資産形成に結びつかない、行政サービスに伴うコストを明らかにするものです。

経常費用	276億円(327億円)
【内訳】	
人件費	46億円(46億円)
職員給与、議員報酬など	
物件費等	103億円(102億円)
委託料、維持補修費、減価償却費など	
その他の業務費用	2億円(2億円)
地方債の利子など	
移転費用	124億円(177億円)
補助金、生活保護費、児童手当など	
経常収益	10億円(11億円)
使用料・手数料などの収入	
臨時損失	1億円(2億円)
災害復旧事業費など	
臨時利益	0億円(0億円)
資産売却益などの収入	※1億円未満 ※1億円未満
純行政コスト	267億円(317億円)
(経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時利益)	

3. 純資産変動計算書

一会計期間において、純資産がどのように変動したかを表示したものです。

前年度末純資産残高	986億円(988億円)
当期変動額	
純行政コスト	△267億円(△317億円)
財源	275億円(314億円)
市税収入、国県補助金など	
その他	0億円(1億円)
無償所管換など	※1億円未満
本年度末純資産残高	995億円(986億円)

4. 資金収支計算書

右ページの決算を基にして、資金の流れを性質の異なる3つの活動に分けて表示したものです。

前年度末資金残高	19億円(19億円)
当期収支	
業務活動収支	41億円(27億円)
行政サービスに伴う経常的な収支	
投資活動収支	△22億円(△17億円)
資産形成活動に伴う収支	
財務活動収支	△11億円(△10億円)
地方債などの管理に伴う収支	
本年度末資金残高	26億円(19億円)
本年度末歳計外現金残高	1億円(1億円)
本年度末現金預金残高	27億円(20億円)
(資金残高＋歳計外現金残高)	

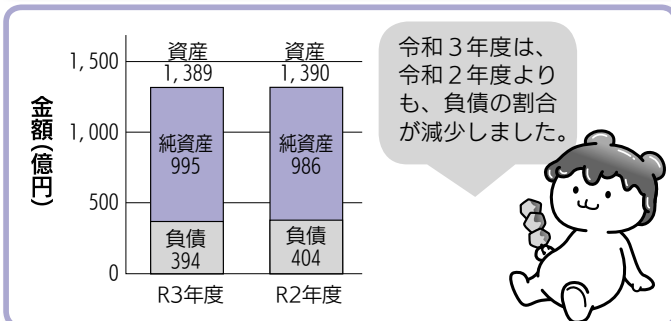
純資産比率 71.6%(70.9%)
(資産のうち、返済義務を負わない資産(純資産)の割合)

市民1人あたり人件費 8万円(8万円)
市民1人あたり純行政コスト 45万円(52万円)

令和2年度に実施した特別定額給付金事業が終了したことで純行政コストは減少しました。

なお、詳しい内容については市庁舎をご覧ください。

問 財政課 ☎ 22-2203



市民1人あたり資産 232万円(229万円)
市民1人あたり負債 66万円(66万円)
(交付税算入見込み分を除く実質負債額は28万円)

※平成28年度決算から、総務省が示した「統一的な基準」で財務書類を作成しています。
※作成基準日：令和4年3月31日(基準日時点の人口：59,879人)
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

令和5年度国民健康保険税の税率を改正します

令和5年度税率等

【参考】令和4年度標準税率（2方式）

		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分（※）	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	加入者の所得に対して	5.60%	6.00%	2.00%	2.10%	1.20%	1.80%
資産割	加入者の固定資産税に対して	30%	15%				
均等割	加入者1人あたり	10,500円	18,000円	8,500円	10,000円	9,500円	10,000円
平等割	1世帯あたり	17,500円	10,000円				
賦課限度額	各区分の上限額	63万円	65万円	19万円	20万円	17万円	17万円

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	6.73%	2.40%	2.60%
均等割	41,042円	14,195円	18,901円

※標準税率…一般会計からの法定外繰入を行わず、県事業費納付金および保健事業費を賄うために必要な税額を基に、毎年県から示される参考税率。

※介護納付金分は40～64歳の人に賦課されます。

国民健康保険の現状

国民健康保険は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村は県から示された標準税率を参考に税率を定めて賦課徴収するしくみに変わりました（【参考】令和4年度標準税率（2方式）参照）。加入者の減少や医療の高度化などにより財政状況は非常に厳しく、保険税収入の不足（赤字）分を一般会計からの繰入金で補填しています。しかし、県国民健康保険運営方針で、将来的に県内同一の保険税率・課税方式にすることを目指し、一般会計からの繰入金を解消することが求められています。

改正のポイント

- 埼玉県が示す標準税率に近づけ、安定的な運営を継続するため、段階的に適正な税率設定を行います
- 将来的に課税方式を4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）へ変更するため、上記表「令和5年度税率等」のとおり、所得割と均等割を引き上げ、資産割と平等割を引き下げます

なお、低所得世帯や未就学児がいる世帯については、均等割や平等割を軽減する制度があります。

市におきましては、急激な負担増とならないよう配慮しながら保険税率等の見直しを行い、収納率向上や医療費適正化への取り組み、各種保健事業の推進に努めてまいります。

加入者の皆さまにはご負担をおかけしますが、厳しい現状をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



☎保険年金課 ☎25-5201

国民年金だより

学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用することができます。

対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短大、高等専門学校、専修学校および各種学校（1年以上の修学課程に限る）、一部海外大学の日本分校に在学する方

手続きに必要なもの

①年金手帳またはマイナンバーがわかるもの②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）③学生証または在学証明書など④失業などを理由に申請するときは、「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」など

受付時期 4月3日(月)開始 承認期間 4月～翌年3月

その他 承認を受けた次の年度も在学予定の場合、4月初めに再申請の用紙が届きます。継続する際は、必要事項を記入の上、返送してください。

※在学する学校が変わった際は、窓口で申請が必要です。

☎秩父年金事務所 ☎27-6560 保険年金課国民年金担当 ☎25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2395

市報の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、変更となる場合があります。

守るろ！緑と清流を

「みんなで監視」
ごみ(廃棄物)の不法投棄は
犯罪です！

定められた方法以外でごみを捨てることは、不法投棄であり犯罪です。

ごみを不法投棄した者や、その未遂行為をした者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方の罰が科されます。また、不法投棄を前提にごみを取集、運搬した者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはその両方の罰が科されます。

不法投棄の行為者が不明な場合、そのごみの処理費用は、土地所有者の負担となることがあります。

秩父市の豊かな自然を守るためには、市民の皆さんの協力が不可欠です。

「不法投棄をしない、させない、許さない」環境づくりに力を合わせて取り組み、みんなで見守りましょう。

不法投棄をさせないための

ポイント

- ・ごみを小まめに拾う。(ごみがごみを呼びます)
- ・生活衛生課で無償提供している不法投棄防止看板を設置したり、

花壇を作ったりするなど、ごみを捨てられにくい環境にする。空き地などは、人が容易に入れないようにロープなどを張る。

「不法投棄を見つけたら、迷うことなく通報してください」

生活衛生課 ☎25-5202
産業廃棄物については

岡崎玉環環境部産業廃棄物指導課
監視・指導担当

☎048-830-3135

土砂たい積110番開設！！

違法な埋め土を見つけたら

☎25-5202まで

(生活衛生課直通)

休日・祝日は、22-2211 (市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、安心して情報をお寄せください！！

現在、違法な残土投棄の監視強化パトロール実施中です！

消費生活センターからのお知らせ

消費者の不安な気持ちに

「つなぐまれないために」

政治家の狙撃事件に端を発して、昨年からの特定の宗教団体による宗教的行為をめぐる問題が人々の注目を集めました。

社会通念上相当の範囲にとどまる宗教的行為は違法ではありませんが、不安な気持ちをあおるなど、自由な意思に基づかない状態において多額の献金を要求したり、高額な宗教用品・教義書・茶などを買わせたりすることは違法であるという裁判例が過去にあります。

全国の消費生活センターには、宗教団体の行為に関する相談は多くないものの、霊感商法・開運商法などと呼ばれる一群の相談はしばしば寄せられます。具体的な事例(プライバシー保護のため改変あり)をご紹介します。

事例1 旅行先の土産店で手相を見てもらったとき、高額な開運アークセサリーを勧められ、自分と妻のため2点をクレジットカードで買った。帰宅し妻に返品するよう言われ、店に電話したが、店は手相師とは無関係だと言われた。

事例2 人生相談の店で悩みを打ち明けたところ、相談師が「悩みは悪魔のせい」と言い、気を注入した高価な浄水器を勧められて

買った。相談師のセミナーにも進んで参加し、毎回多額の参加費を支払ったが、悩みは改善しなかった。**事例3** インターネットの無料占いサイトに登録した。占い師が「宝くじの高額当選に導く」と言い、有料のポイントを買って、まじないの言葉を1文字ずつ送信するよう指示された。数十万円を電子マネーで支払ったが、当選番号は示されなかった。

消費者の皆さんへのアドバイス

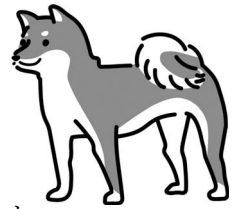
多くの人には神や霊のような超越的な力を頼ったり恐れたりした経験があることでしょう。しかし、霊感商法・開運商法を行う事業者の本当の狙いは、消費者の不安な気持ちをビジネスに利用することです。このことを忘れず、事業者のペースに巻き込まれないでください。今年1月5日に施行された改正消費者契約法では、霊感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の範囲が広く、期間が長くなりました。その他にも対処する法律がありますので、お困りのことがありましたら消費生活センターにご相談ください。



出典:消費者庁イラスト集より

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝日はお休み)
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-5200



4月5日(水)～5月19日(金)

集合狂犬病予防注射を実施します

犬の所有者には、狂犬病予防法により、飼い犬に対する毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

対象となる犬

市内で飼われている生後90日を経過した犬

費用 1頭につき3,500円

※犬の登録が済んでいない場合は、別途登録手数料3,000円がかかります(犬の登録をすることは狂犬病予防法により義務付けられています。会場で登録後、注射を受けてください。)

☆つり銭のないようにお願いします。

☆飼い犬に鑑札と注射済票を着けることも、狂犬病予防法で義務付けられています。

☆犬のふんによる苦情が多数寄せられています。その場に放置せず、必ず持ち帰るようにしてください。

☎生活衛生課 ☎25-5202

吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861

荒川 ☎54-2114

令和5年度 集合狂犬病予防注射日程・会場一覧

昨年からの時間や順番が変更となっている会場もありますので、ご注意ください。

○秩父本庁管内会場

月日	会場	時間
4/5(水)	影森公民館	10:00～11:30
	旭町公会堂	13:00～13:30
	中宮地町公会堂	14:00～14:30
4/6(木)	小柱農村集落センター	10:00～10:30
	大田公民館	10:50～11:30
	下黒谷運動広場駐車場	13:00～13:20
	宮崎公会堂	13:50～14:30
4/7(金)	高篠公民館	10:30～11:30
	栃谷定峰グラウンド	13:00～13:20
	高篠恒持神社	13:50～14:20
4/12(水)	旧浦山公民館	10:00～10:20
	久那公民館	10:40～11:30
	中村町ちびっこ広場	13:00～14:00
4/13(木)	中蒔田棕神社	10:00～10:30
	尾田蒔公民館	11:00～11:30
	原谷グラウンド	13:00～14:00
4/14(金)	秩父保健センター	10:30～11:30
	秩父公園	13:00～14:00

○荒川総合支所管内会場

月日	会場	時間
4/24(月)	旧8支部運動広場	10:00～10:30
	贛川宿観光トイレ前	10:45～11:15
	上サ区公会堂前	11:30～12:00
	旧セミナーハウスグラウンド	13:15～13:45
	道の駅あらかわ駐車場	14:00～14:30
	荒川公民館横	10:00～10:30
4/25(火)	荒川総合支所駐車場横	10:45～11:30
	若御子神社横観光トイレ前	12:45～13:15
	上石原区集会場前	13:30～14:00

○吉田総合支所管内会場

月日	会場	時間
5/15(月)	上の原集落センター庭	10:00～10:20
	旧杉村邸跡駐車場	10:40～10:50
	井上農村集落センター庭	11:10～11:30
	阿熊集落センター庭	13:00～13:10
5/16(火)	久長農村広場駐車場	13:40～13:50
	石間水車小屋前駐車場	10:00～10:10
	上吉田生活改善センター	10:40～11:00
	塚越区集会所前駐車場	11:20～11:40

○大滝総合支所管内会場

月日	会場	時間
5/18(木)	吉ヶ谷線入口	10:00～10:05
	栃本関所横	10:30～10:40
	旅館扇家山荘前	10:50～11:00
	小双里健康元気プラザ前	11:20～11:25
	山中秀人様宅車庫前	11:30～11:35
	大輪コミュニティセンター	11:45～11:50
	吉田泰邦様宅横	13:00～13:05
	巢場区防火水槽前	13:15～13:20
	加藤一彦様宅前	13:30～13:40
	大血川深流観光釣場前	13:50～14:00
5/19(金)	大滝総合支所	14:15～14:30
	西平バス停	11:30～11:35
	中津川区集会所前	11:40～11:45

※期間中はどの会場でも受けられます。
※雨天の場合でも予定の時間で実施します。
※予防注射を安全に行うため、犬が暴れてもしっかりコントロールできる方のご協力をお願いします。
※犬の死亡・飼い主の住所変更等のご連絡ください。



子どもの頃に習得したことは、大人になっても身体が覚えていてものです。幼児期は効率的な運動能力の向上が見込める大切な時期です。ペダルのない自転車であるランニングバイクは、2歳から自転車に乗る感覚を身に付けるのに最適です。

自転車普及推進員の活動の一環として実施している「ランニングバイク教室」では、ランニングバイクを運動能力の向上と併せて、交通ルール・マナーを知るための乗り物としても活用します。道路ではどういった危険があるのかを体感し、判断力を身に付けることで、交通事故の被害者や加害者になるリスクを減らし、大切な命を守ることに繋がります。

ランニングバイクが全国的に普及していることから、自転車に乗れる年齢も下がってきています。将来、子どもたちが安全に道路に出られるよう、今から元気に身体を動かし、楽しみながら学習できるランニングバイク教室を開催できるような心掛けてまいります。

☎市民スポーツ課 ☎25-52330

秩父サイクリングだより